

検討のためのたたき台・その2

〔再改訂版〕

（第1－5 保釈中又は勾留執行停止中の被告人にGPS端末を装着させることにより逃亡を防止する仕組みを設けること）

第 1－5 保釈中又は勾留執行停止中の被告人に G P S 端末を装着させることにより逃亡を防止する仕組みを設けること

1 考えられる制度の枠組み

- (1) 裁判所は、保釈を許す場合において、必要があると認めるときは、被告人に対し、G P S 端末の装着を命ずることができるものとする。
- (2) 裁判所は、(1)により G P S 端末の装着を命じる場合には、併せて、被告人に対し、一定の地域に入り、又は一定の地域から出てはならないことを命ずるものとする。
- (3) (1)により G P S 端末の装着を命ぜられた者は、次の事項を遵守しなければならないものとする。
 - ア G P S 端末を自己の身体から取り外さないこと〔G P S 端末装着義務〕
 - イ G P S 端末を損壊し、又は電波を遮断する等その位置測定機能を故意に失わせる行為をしないこと〔損壊等の禁止〕
 - ウ G P S 端末の充電等、位置測定機能を維持するために必要な管理を怠らないこと〔充電等の義務〕
 - エ G P S 端末による位置測定が行われていないことを知ったときは、遅滞なく必要な事項を報告すること〔報告義務〕
- (4) 裁判所は、位置測定機能の回復に必要な措置を講ずるため必要があるときは、被告人に対し、その指定する日時及び場所に出頭し、必要な事項を報告することを命ずることができるものとする。
- (5) 裁判所は、被告人が、正当な理由がなく、(2)若しくは(4)による命令又は(3)の遵守事項に違反したと認めるときは、検察官の請求により又は職権で、決定で保釈を取り消すことができるものとする。
- (6) 裁判所は、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、必要があると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、被告人を勾引することができるものとする。
 - ア 被告人が装着する G P S 端末が(2)の地域に入り、又は(2)の地域から出た旨の義務違反情報を検知したとき。
 - イ G P S 端末が被告人の身体から離れた旨の義務違反情報を検知したとき。
 - ウ 位置測定が行われなくなったことを示す情報を検知した後、位置測定機能が回復されることなく裁判所の規則で定める時間を経過したとき。
- (7) 裁判所は、(6)により勾引された被告人に対し、装着させた G P S 端末について受信した(6)アからウまでの検知情報等の内容を告げ、これに関

する陳述を聴かなければならないものとする。

(8) (6)ア若しくはイの義務違反情報又はウの位置測定が行われなくなったことを示す情報が検知されたときは、裁判所及び検察官は、GPS端末の位置に係る情報を取得することができるものとする。

(9)ア 被告人が、正当な理由がなく(2)又は(3)ア若しくはイに違反した場合の罰則を設けるものとする。

イ 被告人が、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合の罰則を設けるものとする。

(ア) 正当な理由がなく(3)エ若しくは(4)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(イ) 正当な理由がなく(4)により命ぜられた日時及び場所に出頭をしないとき。

2 検討課題

(1) GPS端末を装着させる被告人の範囲・要件

- GPSの機能を用いて逃亡を防止することが必要であり、かつ有効であるのはどのような場合か
- 被害者や証人に対する接触を防止する必要がある場合についても、GPS端末を装着させることができるものとするか

(2) 義務違反情報が検知された場合における一時的な身柄拘束

- 保釈取消しの要否等の判断のために一時的な身柄拘束をすることができる仕組みの要件・手続をどのようなものとするか

(3) 実施機関

- 次の手続をどの機関が行うものとするか
 - ・ GPS端末の装着
 - ・ GPS端末の保守
 - ・ 義務違反情報の検知

(4) 違反があった場合の罰則

- 制度枠組み(2)から(4)までに違反した場合の罰則を設けることとするか
- 法定刑は、どのようなものとするか